

重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

肢体に不自由のある方が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外となります。また、世帯の課税状況により対象外となる場合があります。

※改修内容などに制限がありますので、必ず改修前にご相談ください。

◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1～3級の方

◇補助額

改修費用の3分の2（限度額300,000円）

◇申請に必要なもの

手帳、見積書、図面、改修前の写真、印鑑

県営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉埼玉県住宅供給公社県営住宅課

浦和区仲町3-12-10 TEL 829-2875 FAX 825-1822

県営住宅への入居を希望する方は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申し込みをすることができます。

申込者が募集戸数を上回った場合には、抽せんを行い入居者を決定しますが、申込者又は同居の親族などが下記に該当する場合は、一般の方に比べ当選する確率が高くなります。

◇対象者

一般住宅、高齢者・障害者住宅、単身住宅、車いす住宅、単身車いす住宅に申込みをした場合

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳A・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方もしくは精神障害者で1級又は2級の障害年金を受給している方

市営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉住宅政策課 TEL 829-1521 FAX 829-1982

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822

市営住宅への入居を希望する方は、4月、8月、12月の定期募集で申込みをすることができます。

優遇方法は、本来1世帯に1つ抽せん番号を付与しますが、申込者又は同居する親族が下記のいずれかに該当する世帯においては抽せん番号をさらに1つ付与しますので、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度です。

◇対象者（単身住宅入居資格要件をみたすための該当と車イス対応住宅申込みは除く）

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳(A)・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

民間賃貸住宅への入居支援

さいたま市入居支援制度

〈問合せ先〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

障害者や高齢者など民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店の情報提供を行っています。※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）で、家賃を適切に支払い、自立して日常生活を営むことができる方。

埼玉県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住まいサポート店）

〈問合せ先〉埼玉県住宅課 TEL 830-5573 FAX 830-4888

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局 TEL 829-2865

障害者世帯や高齢者世帯などが、民間賃貸住宅に入居する際、物件探しに協力してもらえる不動産店を紹介する制度です。※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）

◇インターネットホームページアドレス

<http://www.sasn.jp/safety/>

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

〈問合せ先〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）

※物件ごとに入居対象者の範囲・条件が異なります。

◇登録住宅一覧：「セーフティネット住宅情報提供システム」

インターネットホームページアドレス：<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>